

第3章 主な被害分野への対応と施策

1 身体犯（殺人・傷害等）による被害

突然の犯罪等の被害により家族等を失った遺族の方々は、事件による精神的なショックとそれに伴う身体の不調、経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々のうわさやマスコミの取材・報道によるストレス等、一度に様々な問題を抱えることとなります。また、自らが負傷するような傷害等の被害者は、負傷したことによる失職・就労困難、治療費の支出、治療のための時間的負担等の様々な問題を抱えています。

このような方々が、早期に被害の回復・軽減ができるよう施策を推進します。

施策	所管課等	第2章掲載箇所※
各警察署による各種相談業務の活用	警察本部	Ⅱ－４－１－⑰
捜査過程における二次被害の防止	警察本部	I－２－３
カウンセリング体制の充実	警察本部	I－２－３－⑤
刑事手続や被害回復手続等の情報提供	警察本部	I－３－１ Ⅱ－４－１
指定被害者支援要員制度の活用による支援	警察本部	Ⅱ－４－１－⑲
被害者連絡制度の活用による情報提供	警察本部	Ⅱ－４－１－⑱
犯罪被害給付制度による給付金の支給	警察本部	I－１－２－①
救急医療体制の確保	医務課 生活こども課	I－２－１－②
自立生活支援 （各種生活支援・各種子育て支援）	健康福祉課 児童福祉・青少年課	I－２－１－④ I－２－１－⑦
犯罪被害者等へのこころの健康相談支援	障害政策課	I－２－１－①
ひとり親支援	児童福祉・青少年課	I－２－１－⑧
各種就労支援	労働政策課	I－１－４－②
県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮	住宅政策課	I－１－３－①
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	住宅政策課	I－１－３－②

※第2章掲載箇所については、当該施策に係る内容が第2章に掲載されている項目について表記しています。

（記載例）

基本方針Ⅱ 支援体制整備への取組の推進

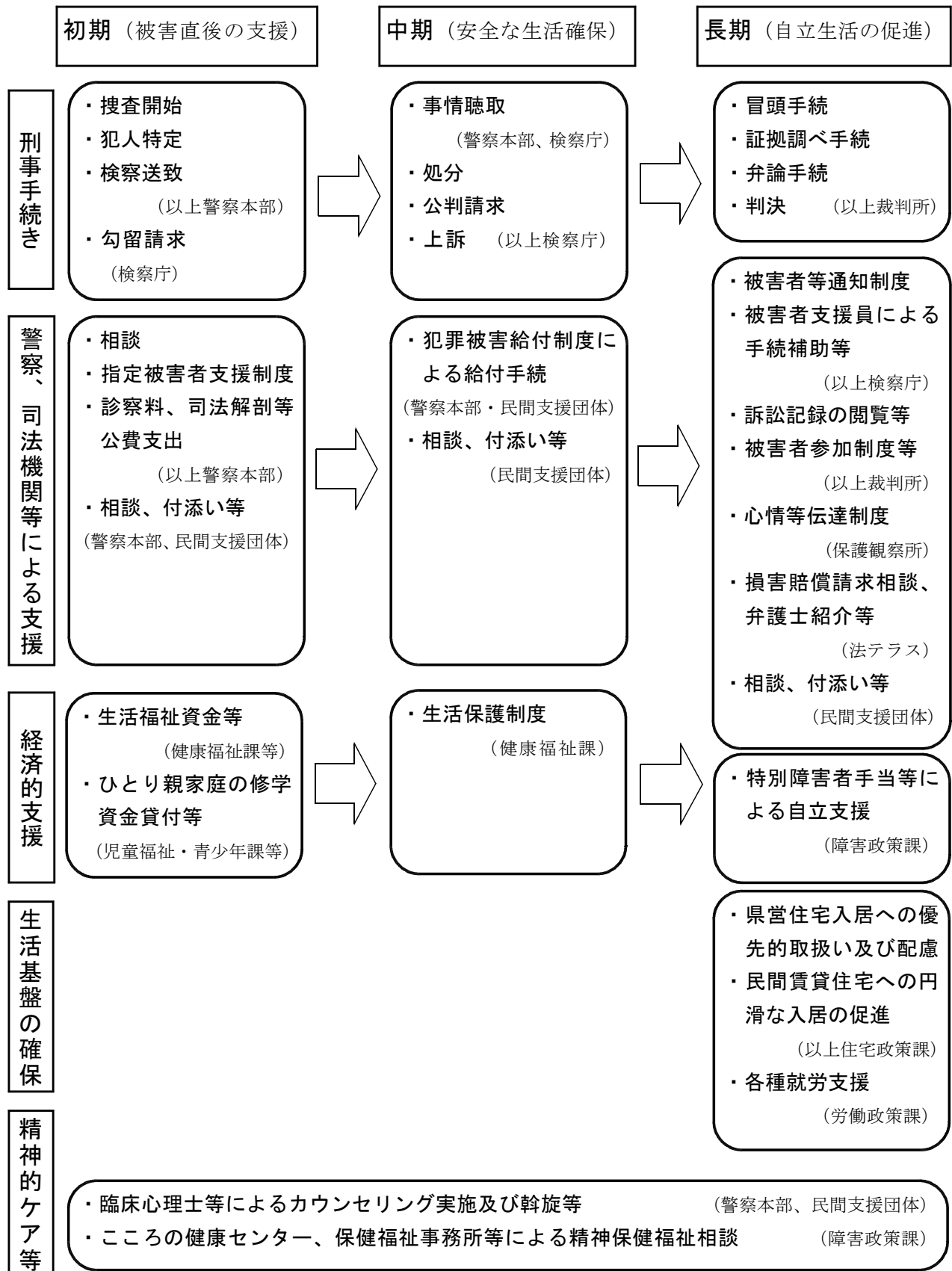
【重点課題4 支援等のための体制整備への取組】

1 相談及び情報の提供等の総合的支援（犯罪被害者等基本法第11条関係）

⑰各警察署による各種相談業務の活用【警察本部】

⇒ 「Ⅱ－４－１－⑰」と記載

【身体犯被害者支援の流れ ※犯人が特定された場合】



2 性暴力・性犯罪による被害

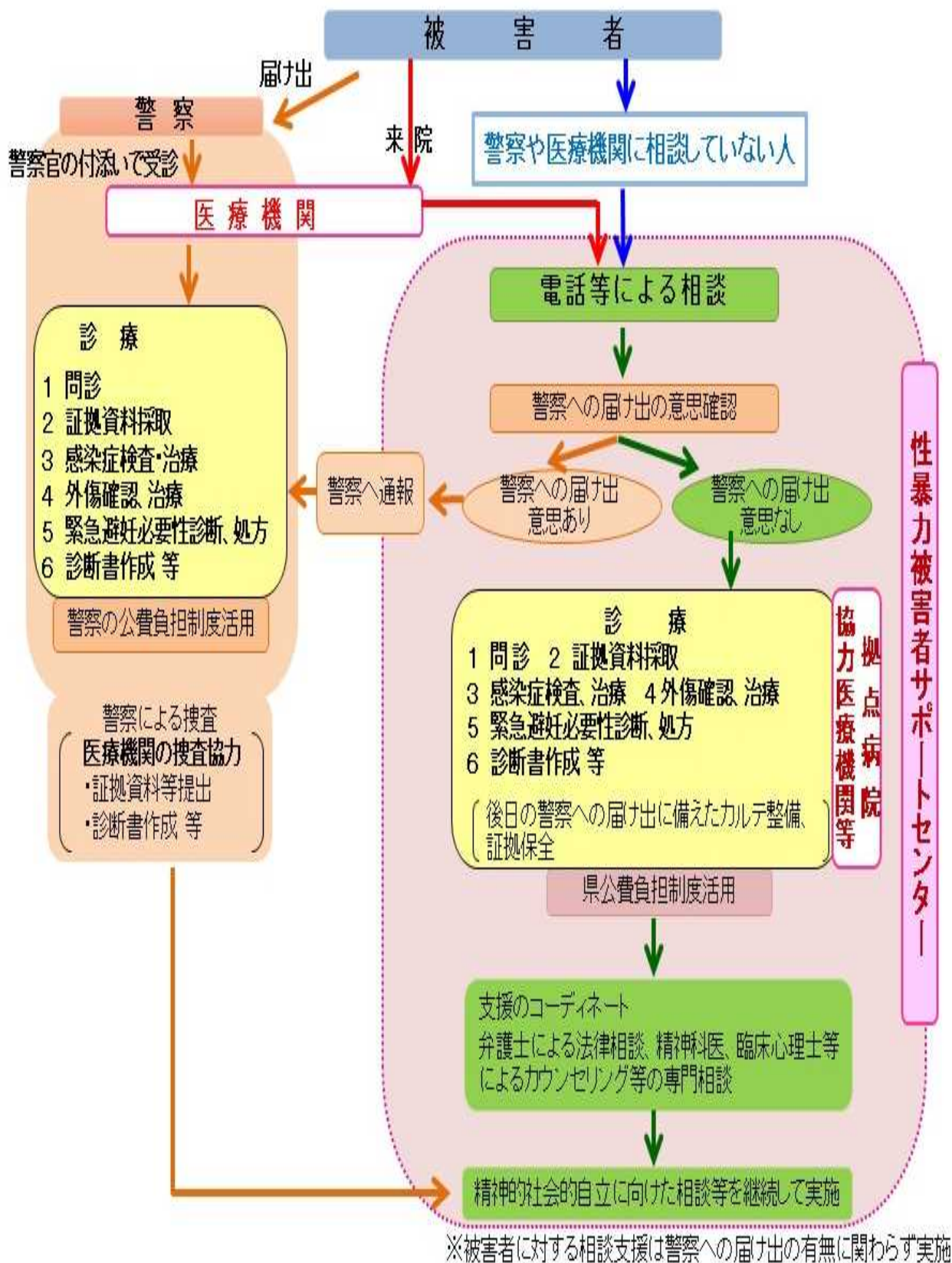
同意のない性的行為はすべて性暴力であり、特に強制性交等や強制わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。

精神的な被害が深刻な性暴力・性犯罪による被害者に対しては、警察による捜査、刑事手続や関係機関による支援等において二次被害を与えない配慮が重要です。

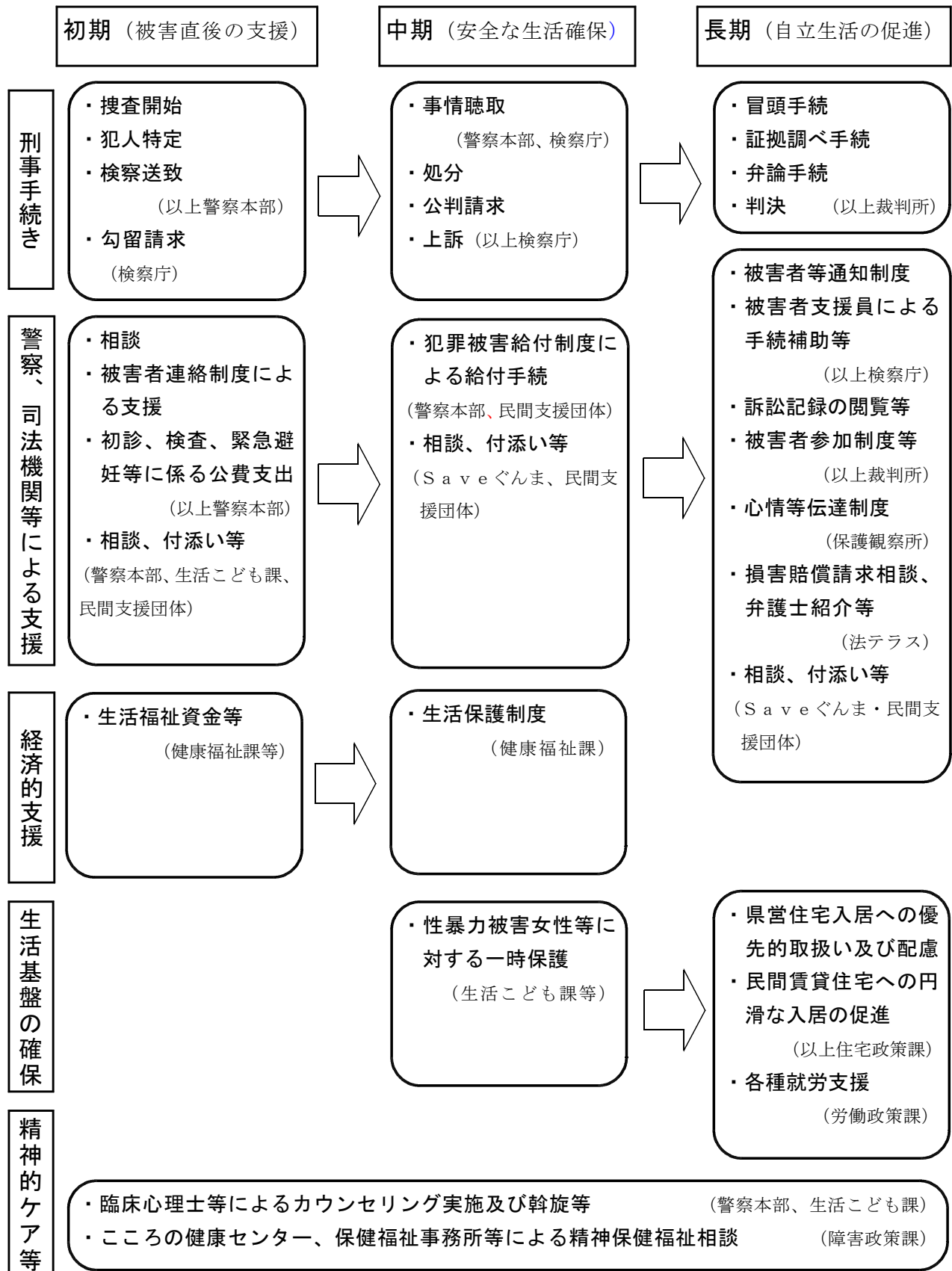
このような性暴力・性犯罪被害者等の精神的被害の軽減・回復を図り、性犯罪の潜在化を防止する必要があることから、県では民間支援団体、医療機関等と連携し、県性暴力被害者サポートセンター（通称：Saveぐんま）において、専門の相談員による電話相談・面談、支援のコーディネート、支援機関等への付添い・同行支援、産婦人科医療の提供、法律相談・カウンセリング等の専門相談を行っています。今後はさらに、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、支援体制の充実・強化を図ります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
性犯罪被害相談窓口の充実と対応者の資質の向上	警察本部	Ⅱ－４－１－⑰ Ⅱ－４－２－⑥
県性暴力被害者サポートセンターの体制強化	生活こども課	Ⅱ－４－１－③
カウンセリング体制の充実	警察本部 生活こども課	Ⅰ－２－３－⑤ Ⅱ－４－１－③
性犯罪捜査での女性警察官による事情聴取の拡大	警察本部	Ⅰ－２－３－①
証拠採取時における配慮	警察本部	Ⅰ－２－３－①
交番等における女性被害相談所の充実	警察本部	Ⅱ－４－１
民間被害者支援団体との連携による支援の充実	警察本部 生活こども課	Ⅱ－４－１ Ⅱ－４－３－①
刑事手続、損害回復手続等の情報提供	警察本部	Ⅰ－３－１ Ⅱ－４－１
被害者連絡制度の活用による情報提供	警察本部	Ⅱ－４－１－⑱
その他の公費支出の適切な運用	警察本部 生活こども課	Ⅰ－１－２－③
救急医療体制の確保 （再掲 1 身体犯（殺人・傷害等）による被害）	医務課 生活こども課	Ⅰ－２－１－②
性暴力被害女性等に対する一時保護	生活こども課	Ⅰ－１－３－③
自立生活支援	健康福祉課 生活こども課	Ⅰ－２－１－④ Ⅰ－１－３－③
犯罪被害者等へのこころの健康相談支援	障害政策課 生活こども課	Ⅰ－２－１－①
各種就労支援	労働政策課	Ⅰ－１－４－②
県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮	住宅政策課	Ⅰ－１－３－①
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	住宅政策課	Ⅰ－１－３－②

【性暴力・性犯罪による被害者支援の流れ】



【性暴力・性犯罪による被害者支援の流れ ※被害届が出され、犯人が特定された場合】



3 被害少年の保護

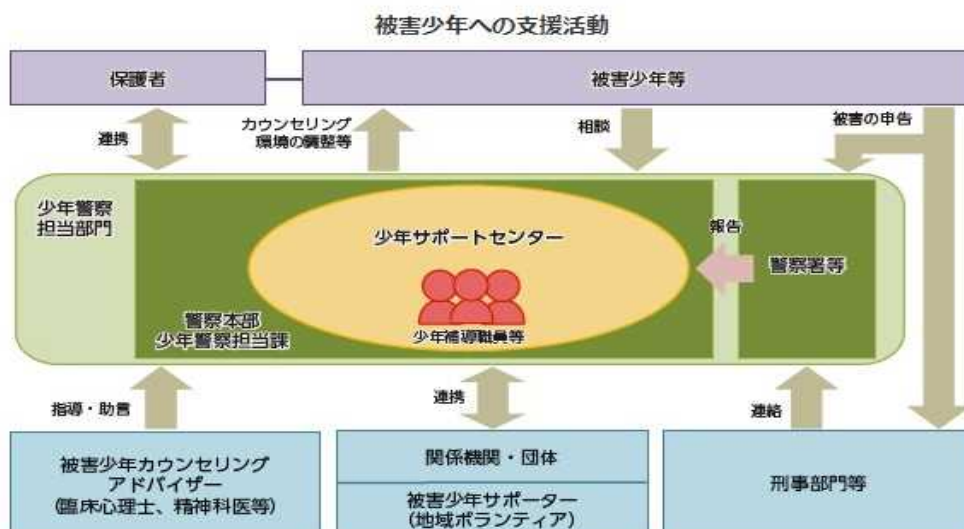
心身ともに未成熟な少年が、犯罪、いじめ、児童虐待等による被害に遭った場合、それによって受ける精神的ダメージは大人に比べて非常に大きく、また、大人のように苦しい心のうちを言葉などで表現して自由に発散する術を持たないことから、心の傷は大人以上に根の深いものとなりがちです。

また、被害のダメージにより、問題行動等に走ったり、最悪の場合には自殺に追い込まれるなど、その健全な育成を害されるケースが多くあります。

このため、こうした少年の特性に配慮しながら、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する必要があります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
少年サポートセンターによる支援	警察本部	Ⅱ－４－１－㉔
少年の悩み事相談窓口における対応	警察本部	Ⅱ－４－１－㉕
要保護児童対策地域協議会等の活用による早期対応	児童福祉・青少年課	Ⅰ－２－２－③
里親制度の活用	児童福祉・青少年課	Ⅰ－２－１－⑬
児童相談所による保護・支援等	児童福祉・青少年課	Ⅰ－２－２－②
学校における被害少年のサポート・虐待の早期発見	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	Ⅱ－４－１－⑭
スクールカウンセラーの活用	義務教育課 高校教育課	Ⅱ－４－１－⑮
被害児童からの事情聴取における配慮	警察本部 児童福祉・青少年課	Ⅰ－２－３－⑥

【被害少年への支援活動の流れ】



※令和3年版 犯罪被害者白書より抜粋

4 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）による被害

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、配偶者等を支配し、服従させるため、あるいは自分のイライラを解消するために用いられる暴力で、配偶者等の苦しみや人格を全く無視するものです。

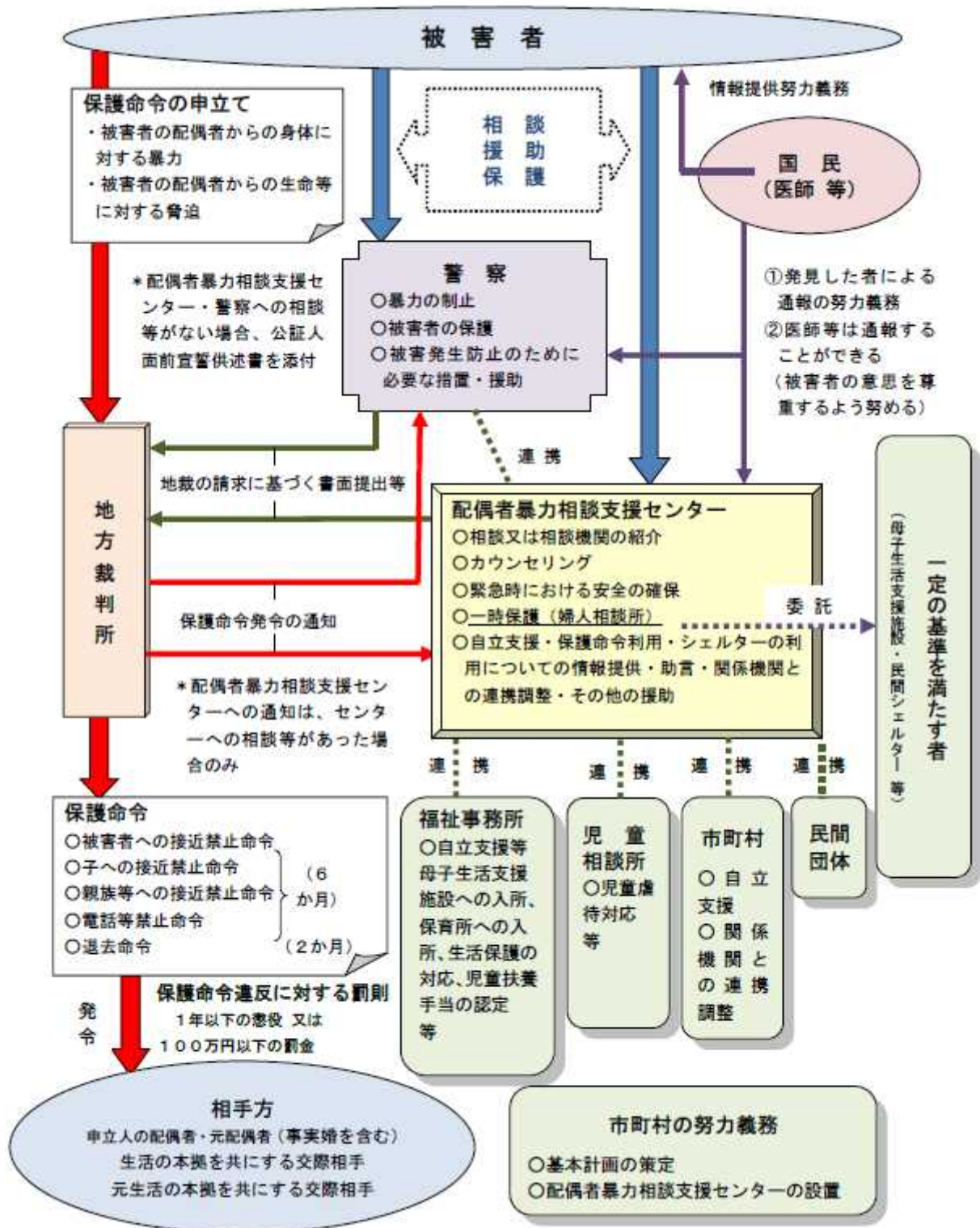
その形態は、身体的暴力だけにとどまらず、精神的、性的、経済的、社会的、子どもを利用した暴力などがあり、複雑に重なり合っています。

更に、DVは家庭内で起こることが多く、被害の潜在化も深刻な問題です。また、児童虐待との関連性や同時発生も懸念されます。

このことから、DV相談等により被害を早期に発見し、被害者の保護や事件化等被害者の心情に配慮した迅速・的確な対応を図ります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
DV相談窓口での的確な対応	警察本部 生活こども課	Ⅱ－4－1－⑰ Ⅱ－4－1－⑤
DV被害者等に接する際の再被害防止の為の啓発	警察本部 生活こども課	Ⅱ－4－2－⑥ Ⅱ－4－2－④
民間被害者支援団体に対する援助	生活こども課	Ⅱ－4－3－①
DV被害者等支援に関する広報・啓発	生活こども課	Ⅲ－5－1－⑤ Ⅲ－5－1－⑥
DV被害者等の一時保護等	生活こども課	I－1－3－③ I－2－2－①
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適正な運用	警察本部 生活こども課	I－2－2
住民基本台帳閲覧制限等の運用による支援	警察本部、市町村課	I－2－2－⑥
自立生活支援（各種生活支援・各種子育て支援）	健康福祉課 児童福祉・青少年課	I－2－1－④ I－2－1－⑦
県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮	住宅政策課	I－1－3－①
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	住宅政策課	I－1－3－②
各種就労支援	労働政策課	I－1－4－②

【配偶者等からの暴力による被害者支援の流れ】



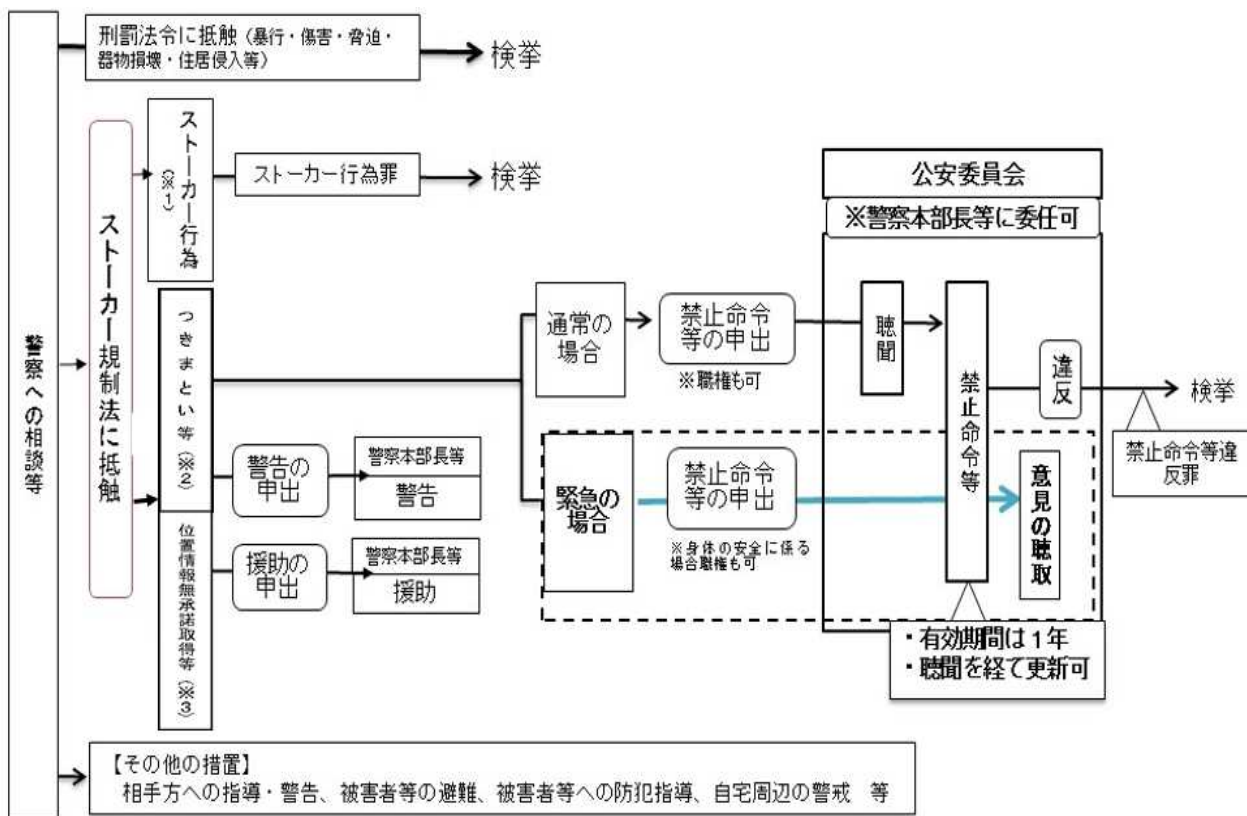
5 ストーカー事案による被害

ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為がエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものです。

相談受理等による被害の早期発見により「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に対する警告」等の行政指導及び事件化等被害者の心情に配慮した迅速・的確な対応を図ります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
ストーカー被害者に関する相談窓口の充実強化	警察本部	Ⅱ-4-1-⑰
「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の適正な運用	警察本部	I-2-2
住民基本台帳閲覧制限等の運用による支援	警察本部、市町村課	I-2-2-⑥

【ストーカー事案に対する対応の流れ】



※1 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう。

※2 「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で以下の行為をすること。

- | | | | | |
|----------------------------|----------------|---|---------|---------------------------|
| 1 つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・みだりにうろつく | 2 監視していると告げる行為 | 3 面会・交際の要求 | 4 乱暴な言動 | 5 無言電話・連続電話・FAX・電子メール・SNS |
| 6 汚物などの送付 | 7 名答を偽つける | 8 性的羞恥心の侵害（※電磁的記録等を送りつける行為も含まれることを確認的に規定） | | |

※3 位置情報無承諾取得等とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で以下の行為をすること。

- | |
|--|
| 1 相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置(GPS機器等)に係る位置情報を取得する行為 |
| 2 相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける等の行為 |

6 悪質商法等による被害

悪質商法等による被害は、社会や経済情勢を反映し、様々な手口が用いられ、幅広い年代に被害が発生しています。特に、生計や健康などに不安を抱く高齢者や社会経験が乏しい若年者をターゲットにした消費者被害が深刻な問題となっています。

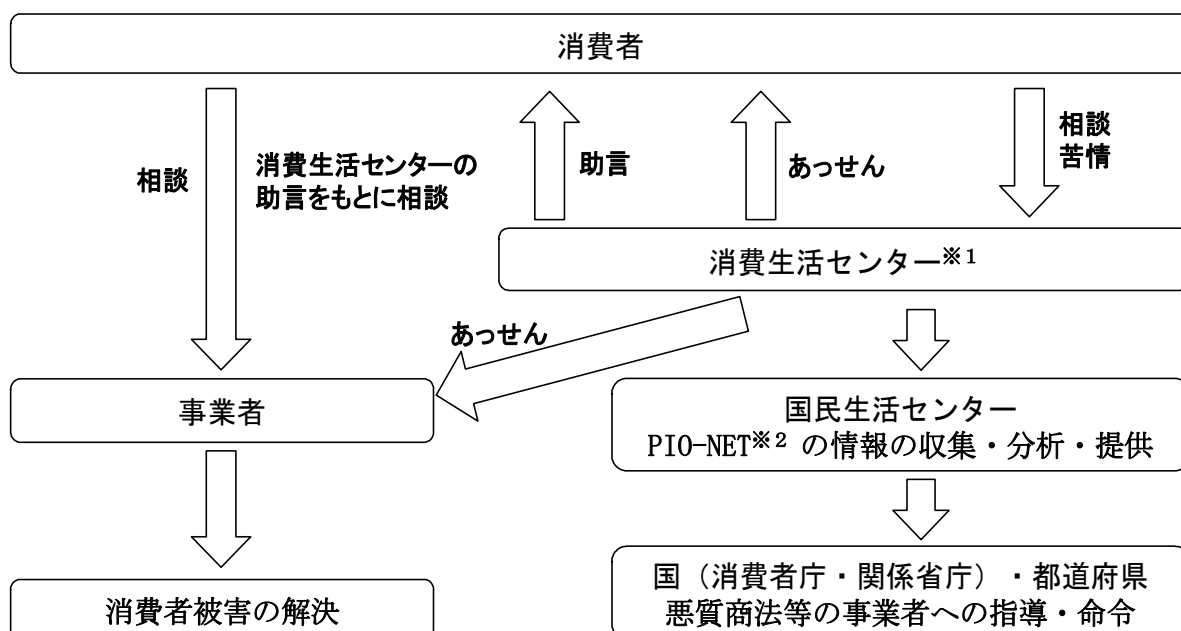
例えば、高齢者の消費者被害では、判断力の低下に付け込んで次々と必要以上にふとんを売り付けたり、点検を口実に訪問したリフォーム業者が「このままでは家が倒壊する」などと不安を煽って必要のない工事を行い、高額な費用を請求するなどの事案が発生しています。

また、若年者の消費者被害では、必ず儲かるなどと投資や副業などに勧誘され、高額な支払いをしたにもかかわらず、全く利益が出なかったり、事業者と連絡がとれなくなったりするなどの事案が発生しています。

このため、警察、消費生活センター等が連携して情報の共有化を図り、消費者被害防止のための情報提供や啓発を積極的に行うとともに、消費者が安心して相談できるよう、消費生活センター等相談窓口の充実や周知を図る必要があります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
被害相談窓口の充実強化	警察本部、消費生活課	Ⅱ-4-1
被害の未然防止対策のアドバイス	警察本部、消費生活課	Ⅱ-4-1
被害の情報収集と県民への情報提供	警察本部、消費生活課	Ⅱ-4-1
被害者等への情報提供	警察本部、消費生活課	Ⅱ-4-1

【悪質商法等の消費者被害にかかる消費生活相談の流れ】



※1 群馬県内には20カ所の消費生活センターが設置されており、住民からの消費生活相談を受け付けています（県消費生活センター1カ所、市町村消費生活センター19カ所）。

※2 PIO-NETは「全国消費生活情報ネットワークシステム」の略称で、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで繋ぎ、消費生活相談情報の収集等を行っています。

7 特殊詐欺による被害

特殊詐欺は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称で、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗の10種類に分類されます。

特殊詐欺の被害は、平成24年から増加に転じて以来、高止まりの状態にあり、依然として社会に大きな不安を与えている状況にあります。

預金口座等への振込を利用して行われた、特殊詐欺等の犯罪行為により被害を受けた方に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対し、犯罪に利用された預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者の方に被害回復に係る各種制度の教示を行うなど積極的な情報提供に努めます。

施 策	所管課等	第2章掲載箇所
犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	警察本部	I-1-2

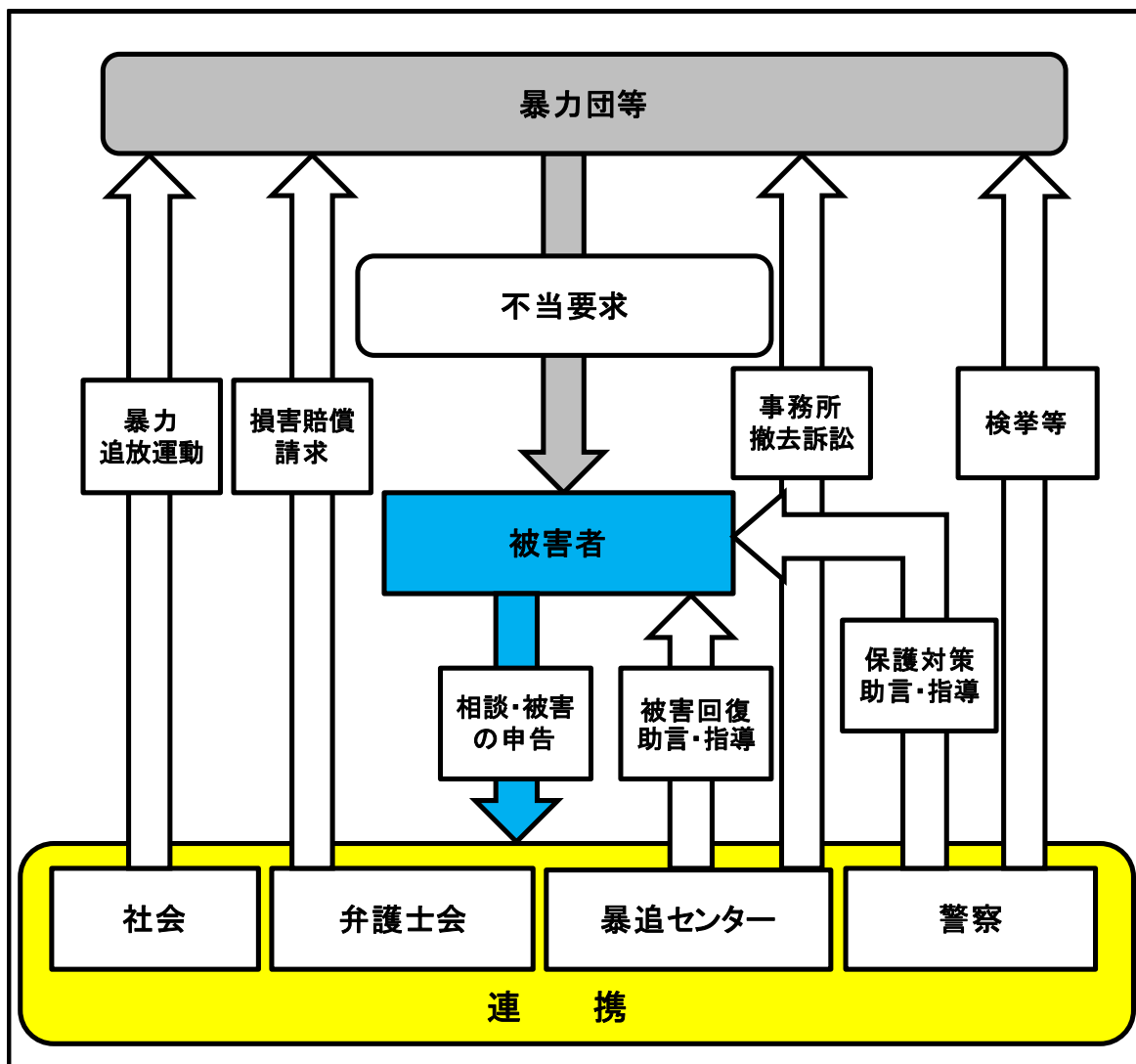
8 暴力団犯罪による被害

暴力団犯罪の被害者等は、警察や行政に相談することによる暴力団員からの「お礼参り」や嫌がらせ等の不安を抱いている場合が少なくありません。

相談者が安心して相談できるよう、被害者等の安全の確保を強化し、相談をしやすい体制を整備し、再被害防止に努めます。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
暴力団関係相談受理時の適正な対応	警察本部	I-1-1-⑤
被害回復交渉についての助言	警察本部	I-1-1-⑤
被害回復交渉を行う場所としての警察施設の提供	警察本部	I-1-1-⑤
公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターとの連携による支援の充実	警察本部	I-1-1-⑤

【暴力団事案に対する対応の流れ】



9 交通事故（危険運転致死傷、過失運転致死傷、ひき逃げ等）による被害

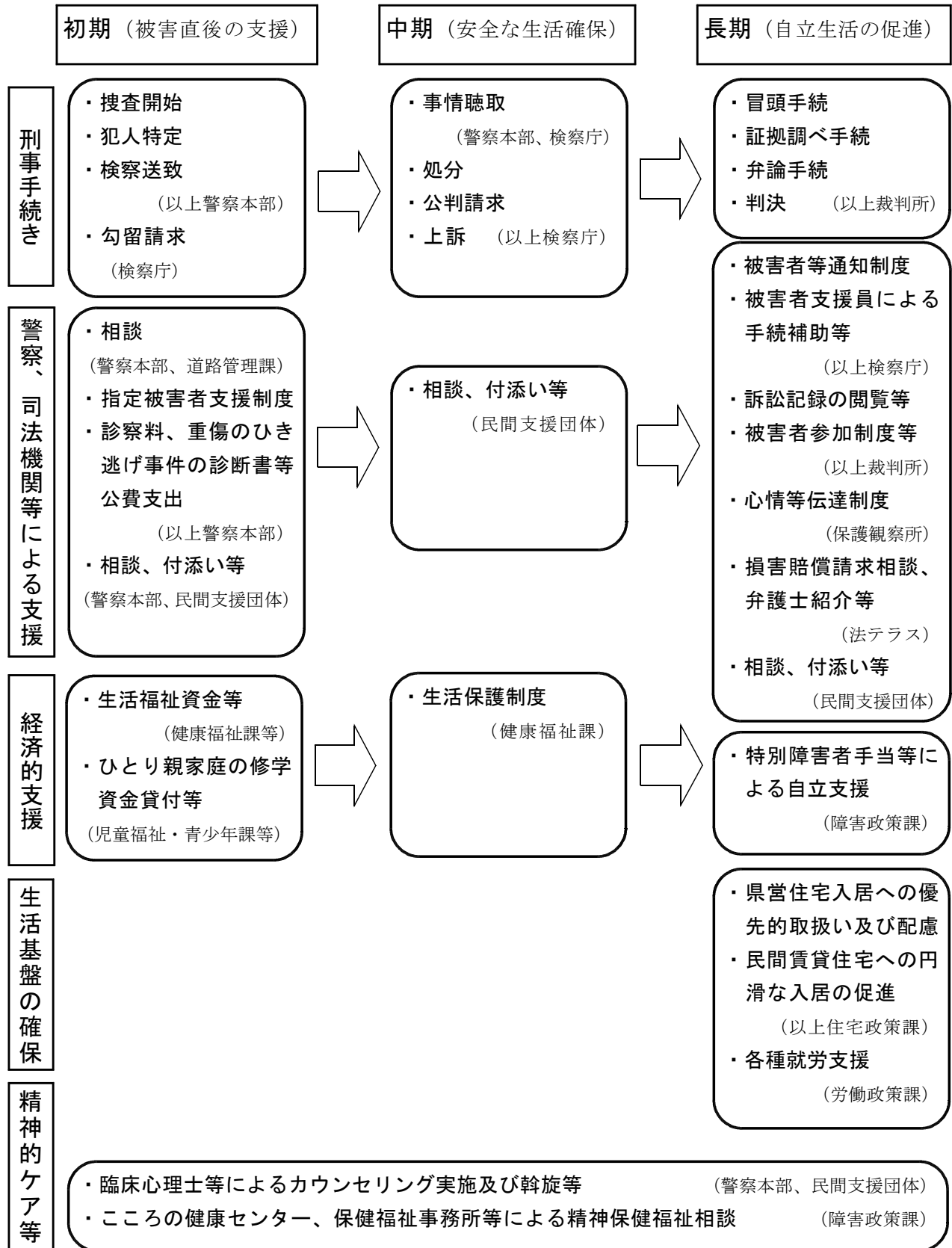
令和3年中の本県における交通人身事故の発生件数は10,007件で、交通事故による死者数は、前年と比較して5人増加し、50人の尊い命が奪われました。

交通事故の被害者等が受ける被害については、従来、生命、身体、財産上の被害及び経済的被害が問題とされてきましたが、近年、精神的被害についても深刻であることが明らかとなりました。他の事件と同様に様々な問題を抱えている交通事故による被害者に対しても、問題の早期解決、被害の回復・軽減を図るための施策が必要です。

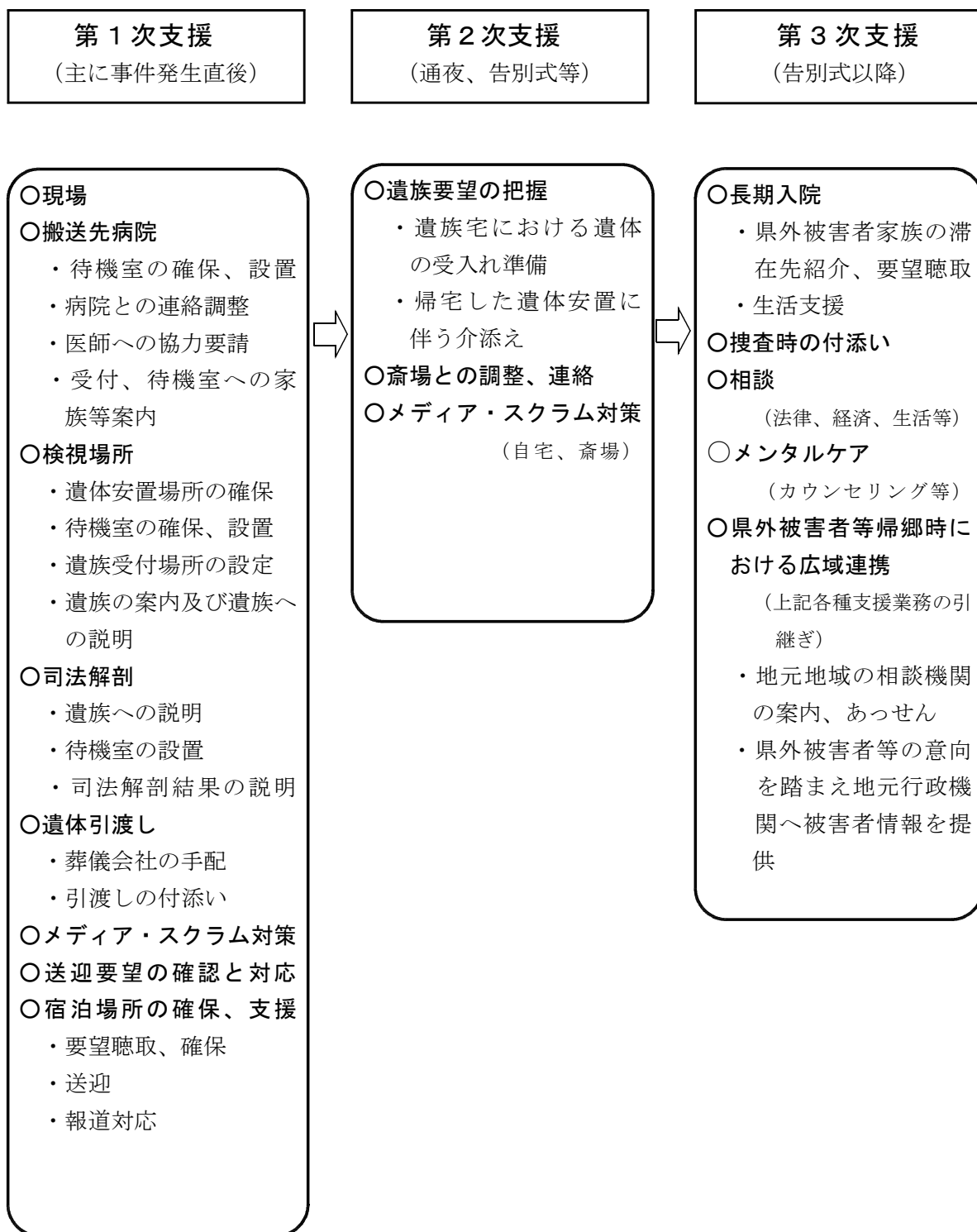
また、平成24年4月に関越自動車道藤岡ジャンクションで発生した高速バス事故を契機に、社会的に大きな影響を及ぼす又はその可能性のある大規模な交通事故については、特に第1次支援において、事故発生による混乱により情報の不足や被害者支援に係る人的資源が不足することから、被害直後に関係機関による事故対策連絡会議を設置し、迅速に被害者支援に当たる体制を整えました。

施 策	所管課等	第2章掲載箇所
大規模交通事故発生時の初期段階における連絡員の派遣	危機管理課	Ⅱ－4－1－②
大規模交通事故発生時の緊急対応	生活こども課	Ⅱ－4－1－②
交通事故相談の実施と情報提供	警察本部 道路管理課	I－1－1－③ Ⅱ－4－1－⑬
被害者連絡制度の活用による情報提供	警察本部	I－2－2－⑤
交通事故捜査時における二次被害の防止	警察本部	I－2－3
交通遺児支援制度の周知	警察本部 道路管理課	I－1－2－④
後遺障害者への支援	障害政策課	I－2－1
ひとり親支援	児童福祉・青少年課	I－2－1－⑧
各種就労支援	労働政策課	I－1－4－②
自立生活支援（各種生活支援・各種子育て支援）	健康福祉課 児童福祉・青少年課	I－2－1－④ I－2－1－⑦
犯罪被害者等へのこころの健康相談支援	障害政策課	I－2－1－①
県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮	住宅政策課	I－1－3－①
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	住宅政策課	I－1－3－②

【交通事故被害者支援の流れ ※犯人が特定された場合】



【大規模交通事故発生時の被害者支援業務について】



※ 実施主体について

警察本部、被害者支援団体が中心となり支援を行うが、必要に応じて県（危機管理課、生活こども課）、市町村、関係機関と連携して実施する。

10 インターネット上の誹謗中傷等による被害

SNS等のプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上で気軽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一方的に誹謗中傷のメッセージ等を発信したりする事例も発生しており、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。この問題に対処するためには、インターネット上の誹謗中傷等により被害を受けた方に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うとともに、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることが重要となります。

県では、誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会の実現を目指し、令和2年12月、「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を制定するとともに、インターネット上の誹謗中傷相談窓口を設置し、相談体制を整えました。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
インターネット上の誹謗中傷に関する相談体制の充実	生活こども課	Ⅱ-4-1-⑪
インターネット上の誹謗中傷等に関する広報啓発活動の強化と「県民のインターネットリテラシーの向上」	戦略企画課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 児童福祉・青少年課	Ⅲ-5-1-⑧

群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例の概要

